

熊本県告示第 310 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種鳩之釜漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡大矢野町大字」を「上天草市大矢野町」に改め、漁港の区域欄中「大矢野町大字」を「上天草市大矢野町」に、「同町町道江樋戸野釜線」を「同市市道環状西 1 号線」に、「大矢野町町道江樋戸野釜線」を「上天草市市道環状西 1 号線」に改める。

熊本県告示第 311 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種湯島漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡」を「上天草市」に改める。

熊本県告示第 312 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種大道漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡龍ヶ岳町大字大道」を「上天草市龍ヶ岳町大道」に改め、漁港の区域欄中「天草郡龍ヶ岳町大道」を「上天草市龍ヶ岳町大道」に、「同町大道」を「同市龍ヶ岳町大道」に改める。

熊本県告示第 313 号

漁港法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 78 号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 2 種下桶川漁港の指定内容の一部を次のように改正し、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地の欄中「天草郡龍ヶ岳町大字樋島」を「上天草市龍ヶ岳町樋島」に改め、漁港の区域欄中「竜ヶ岳町大字」を「上天草市龍ヶ岳町」に改める。

熊本県告示第 315 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 16 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡あさぎり町免田東	4.4 ～ 8.0	266.6
		947 番 5 地先から		
		同 所 同 字 867 番 地先まで		
"	"	球磨郡あさぎり町免田東	4.7 ～ 4.8	273.0
		738 番 1 地先から		
		同 所 同 字 714 番 1 地先まで		